

上越市選挙管理委員会告示 第72号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第64条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤海 雄一

1 開票を行う場所及び日時

場所 上越市下門前446番地2

リージョンプラザ上越 インドアスタジアム

日時 令和6年10月27日（日）午後9時